

「大船渡市 LINE 公式アカウント機能拡張システム構築及び運用保守業務」に係る質問に対する回答

令和6年7月31日現在

項 目	質問内容	回 答
仕様書 P5 6-(2)-① 公式アカウント拡張システムの操作方法について、システム操作マニュアルを作成し、電子データで納品すること	契約自治体様は WEB 上でマニュアルを確認していただき、常に最新の情報が保てるようになっておりますが、こちらの対応で問題ありませんでしょうか。 電子データでの納品については、最初に納品することができますが、最新の状態には保てません（日々アップデートされているため）	常に機能変更が可能なシステムの場合、最新の情報が保て、WEB 上でマニュアルを確認できるのであれば、その対応で問題ありません。
仕様書 P5 6-(2)-② 研修時に必要となるシステムの操作環境及び資料は受託者が準備	オンラインでの操作研修となるため操作環境についてのご準備はできませんが、問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
全般	予算の見積もりについて、当システムは管理画面にログインする数に応じて費用が変わるのですが、必要な管理アカウント数を教えて下さい。	10 アカウントを想定しております。
要領（４）ク	定款は外部公開しておりませんが、登記事項全部証明書の写しを提出する形でも問題ないでしょうか。	登記事項全証明書の写しに定款で確認したい事項が含まれていると判断しますので、問題ありません。